

議第46号参考資料 富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (下線：改正部分)

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p><u>第6章</u> 処理手数料等（第32条—第37条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p><u>第6章 技術管理者の資格（第31条の2）</u></p> <p><u>第7章</u> 処理手数料等（第32条—第37条）</p> <p>附則</p> <p><u>第6章 技術管理者の資格</u></p> <p><u>第31条の2 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p><u>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="203 1114 501 1149">第6章 処理手数料等</p> <p data-bbox="120 1161 414 1197">第32条～第37条 省略</p>	<p data-bbox="1144 247 2123 427">(5) <u>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1144 440 2123 620">(6) <u>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1144 633 2123 762">(7) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1144 775 2123 956">(8) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1144 968 2123 1050">(9) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1144 1062 1630 1098">(10) <u>市長の指定する講習を修了した者</u></p> <p data-bbox="1205 1110 1503 1145">第7章 処理手数料等</p> <p data-bbox="1120 1158 1413 1193">第32条～第37条 省略</p>

技術管理者の資格に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成15年富士市条例第8号。以下「条例」という。）第31条の2に規定する技術管理者の資格の取得に関する基準について定める。

(技術管理者の講習)

第2条 条例第31条の2第10号の市長の指定する講習は、別表に定める講習とする。
2 技術管理者となった者であつて、別表に定める講習を修了していないものは、当該講習を受講するよう努めなければならない。

(委任)

第3条 この指針の運用に際して必要な細目は、市長が定める。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(一財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(一財)日本環境衛生センター